

事業所から出る資源とごみ

Business resources and garbage

事業系の資源とごみ

事業活動によって発生する資源とごみは、排出する事業者が自らの責任で処理することが、法律で定められています。自ら処理施設に持ち込むか、許可業者に委託するなどして処理してください。(自ら処理施設に持ち込む場合は、事前に豊島清掃事務所へご相談ください。)

許可業者をお探しの方は下記にご相談ください。許可業者に収集運搬を委託する場合、分別方法が区の収集に出す場合とは異なります。また、事業所から出る粗大ごみ(一辺が30cmを超えるもの)は区では収集していません。あわせて下記に相談してください。

事業系の資源とごみ処理の問い合わせ先

- 東京都環境衛生事業協同組合豊島区支部 ☎ 03-3983-5558
- 東京都産業廃棄物協会 ☎ 03-5283-5455
- 東京廃棄物事業協同組合(産業廃棄物) ☎ 03-3232-6249

About collection

収集について

豊島区では、原則として事業系ごみは収集しません。ただし、少量の排出事業者(日量又は臨時に10kg未満)で、自ら処理をすることが困難な場合のみ、区が有料(事業系有料ごみ処理券の貼付)で収集します。

なお、**新規に事業所を開設する場合や一度民間業者に委託した場合は、原則として区の収集を利用することはできません。**自己処理あるいは事業系一般廃棄物処理や産業廃棄物処理の許可を受けた民間業者へ委託してください。

When the store and the house are in the same building

店舗と住宅が同じ建物内にある場合

家庭ごみと事業系ごみを分けて出しましょう。事業活動に伴って出た資源とごみについては、必ず事業系有料ごみ処理券を貼って出してください。

住まいと店から出るごみは分けて出してください。



- ※事業系有料ごみ処理券は容器または袋の容量に応じて貼ってください。
- ※適正に事業系有料ごみ処理券が貼っていない場合は収集できません。

About business toll garbage disposal tickets

事業系有料ごみ処理券について

- 区の収集に出す場合は、区が決めた資源とごみの出し方を守り、容器または袋の容量に応じた、豊島区の事業系有料ごみ処理券を貼って出してください。
- 事業系有料ごみ処理券は区によって違います。必ず豊島区の券を購入してください。
- 区内の販売協力店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等でお求めください。
※ホームページに取扱所一覧があります。



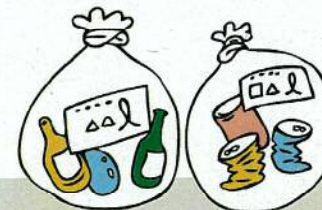
券種	料金
10ℓ券(1セット10枚)	760円
20ℓ券(1セット10枚)	1,520円
45ℓ券(1セット10枚)	3,420円
70ℓ券(1セット5枚)	2,660円

How to paste business-side garbage disposal tickets when resources are issued

資源を出すときの事業系有料ごみ処理券の貼り方

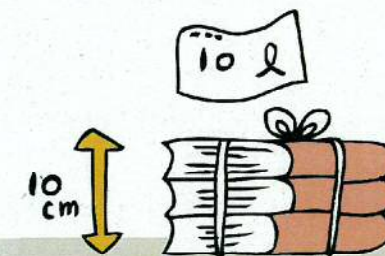
資源

- びん、かん、トレー、ペットボトル、プラスチック容器、牛乳パック、厚紙製の箱、包装紙



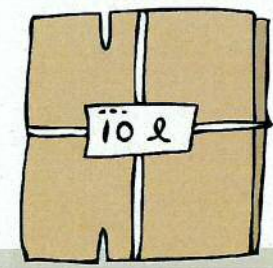
品目ごとに分別し袋に入れ、袋の大きさに応じた事業系有料ごみ処理券を貼って出してください。

- 新聞・雑誌



高さ10cmにつき10ℓ券1枚を貼って出してください。(新聞は4つ折りA4サイズ)

- 段ボール



2枚につき10ℓ券1枚を貼って出してください。

- ※袋に入りにくい発泡スチロールは、1個につき10ℓ券を1枚
- ※蛍光灯は5本につき10ℓ券を1枚
- ※一斗缶は1個につき10ℓ券を1枚